

機構関連事業について(説明書)

平成29年9月25日付けで「土地改良法」の改正がなされ、島根県が事業主体として取り組む機構関連事業(農地中間管理機構(県公社)と連携した基盤整備事業)が新たに創設されました。

このことに伴い、機構関連事業の実施の有無に関わらず、農地中間管理事業で貸し付けられる場合又は借り入れられる場合の最初の手続きの際に、将来、この事業が行われることがある旨の説明を行うこととなりました。

説明者
チェック欄

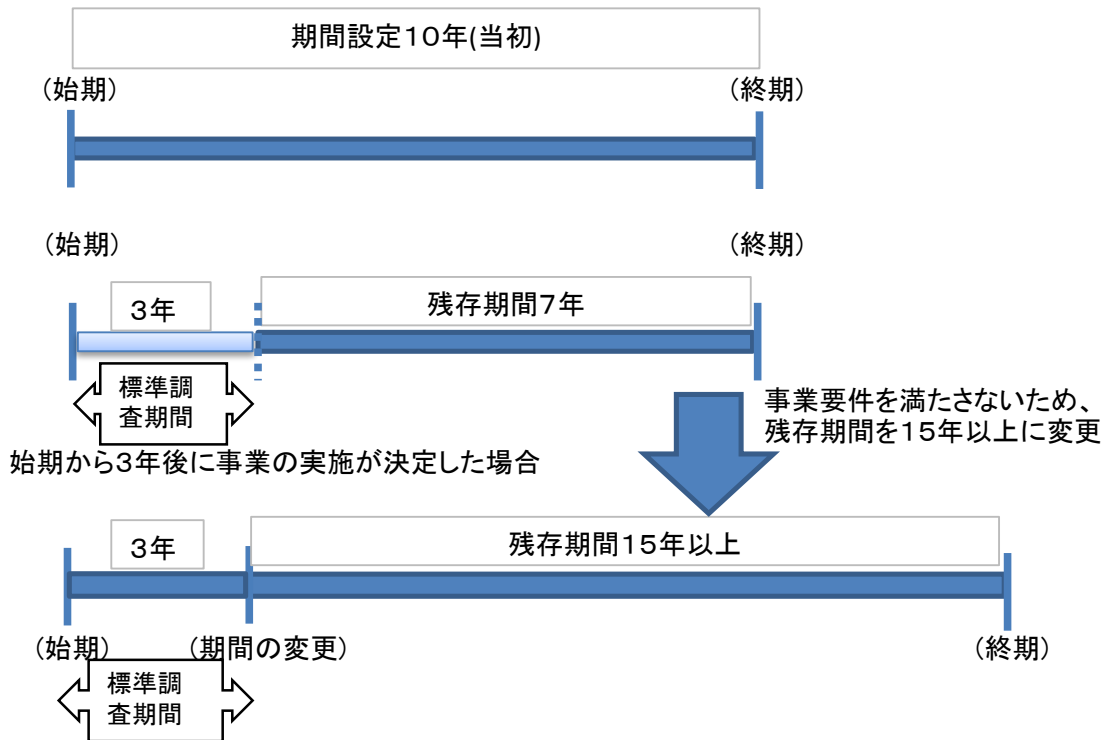
機構関連事業の基本的な内容について

農地の所有者や借受者の費用負担や同意を求めずに農地区画整理等を行う基盤整備事業です。

機構関連事業の主な要件

- ・各団地1ha以上のまとまった農地の合計が10ha以上
- ・団地内全ての農地について県公社へ貸し付けられたもの

県公社へ貸し付ける期間は15年以上です。(始期は、機構関連事業計画決定時から)
※機構関連事業計画決定(=県公告)時前に貸し借りを行われている場合は残存期間の変更手続きが必要となります。



実際に、機構関連事業を実施する場合は、島根県及び市町村が事業対象地区の農地の所有者や借受者等関係者に対してあらためて詳細な説明会を開催します。